

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二六―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字根金字皿田八百五十二番 外四十三筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千六百七十四・八立方メートル